

昭和57年7月10日から8月3日
までの間の豪雨及び暴風雨

被害状況及び要望事項

奈良県

目 次

I	概 況	1
II	被 害 状 況 調	3
III	災 害 对 策 要 望 事 項	7

概 況

7月31日から8月3日にいたる台風10号及び引き続き豪雨は、本県に、死者13人、行方不明者3人をはじめとして、人的物的両面にわたり昭和34年の伊勢湾台風以来の大被害をもたらした。

台風10号は、7月31日から8月2日にかけて列島中央部の広い範囲に大雨をもたらし、2日6時過ぎには日本海へぬけたが、本県では特に大雨による影響が大きく、降雨量は、平坦部で160～210mm、南部山岳地帯で300～950mmに達した。また、これに引き続き来襲した低気圧は、2日夜半から3日にかけて平坦部で130～160mm、南部山岳地帯で135～150mmに達する大雨をもたらし、被害に追い打ちをかける結果となった。

特に大和平野全域の流水を集め西流する大和川は、その全流域において戦後最大の雨量を記録し、ために大和川は、本支川を問わず、警戒水位をこえ、大阪府境の王寺町では計画高水位をも突破、全域で戦後最高の水位を記録するに至った。

このように、本県人口の8割強が集中する大和平野全域において大雨が降り続いたことが、気象面での最大の特徴といえる。

この打ち続く豪雨により、県下各河川は氾濫し、各地で土

砂崩れが生じるとともに、道路の寸断、鉄道のストップにより県下一円マヒ状態となった。特に、大和川は磯城郡田原本町地内で1日と3日の夜半、2度にわたって決壊し、さらに、これより下流府県境の王寺町域において激しく溢水し、多数の床上浸水が発生した。また、西吉野村和田地内で4日未明、大規模な地すべりがあり、土砂流は直下の丹生川をせき止め、上流約2キロが「ダム湖」化し、家屋の浸水等多大の被害が発生した。

県では、王寺町をはじめとして2市2町に災害救助法を適用し救助にあたるとともに、本県初めての災害対策本部を設置し、対策を講じているところである。

被 害 状 況 調

(昭和57年8月31日)

(1) 被害総額

(単位：百万円)

区 分	被 害 額
1. 土 木 関 係 被 害	4 9,6 4 2
2. 農 林 水 産 業 関 係 被 害	3 3,1 7 4
3. 商 工 関 係 被 害	4,5 6 8
4. そ の 他 の 被 害	2,2 6 8
計	8 9,6 5 2

(2) 項目別被害額

項 目	数 量	被 害 額	摘 要
1 人の被害		百万円	
死 者	13 ^人		
行 方 不 明	3		
負 傷 者	38		
罹 災 者 数	42,256		
2 一般家屋被害			
(1) 住 家			
全 壊	144 ^棟		
半 壊	272		
一 部 破 損	716		
床 上 浸 水	3,413		
床 下 浸 水	8,985		
(2) 非 住 家	1,490		
3 公共土木施設被害	8,098 ^{カ所}	49,642	
(1) 県 工 事 分	3,553	33,070	
河 川	2,377	23,843	
砂 防	53	2,111	
道 路	1,105	7,050	
橋 り よ う	5	42	
都 市 計 画	13	24	
(2) 市 町 村 工 事 分	4,492	14,738	
河 川	1,501	5,865	

項 目	数 量	被 害 額	摘 要
道 路	2,921 ^{カ所}	7,559 ^{百万円}	
橋 り よ う	39	1,169	
都 市 計 画	31	145	
(3) 国 直 轄 分	53	1,834	
4 農林水産業関係被害		33,174	
(1) 農畜産物関係		4,198	
水 稲	2,863 ^{ha}	1,179	
そ 菜	560	1,771	
花 き 類	90	390	
果 樹	164	442	
茶	48	256	
畜 産 物	81 ^件	39	
そ の 他	86 ^{ha} 117 ^{カ所}	121	
(2) 耕 地 関 係	13,679 ^{カ所}	17,585	
農 地	8,772	7,004	
農 用 施 設	4,907	10,581	
(3) 林 業 関 係		10,583	
治 山	1,528 ^{カ所}	8,550	
林 道	883	1,576	
林 産 物	200 ^{ha} 657 ^{千本}	457	
(4) 漁 業 関 係		64	
金 魚	14 ^{百万尾}	58	
養 殖 施 設	3 ^{カ所}	6	
(5) 農 業 施 設 関 係		744	

項 目	数 量	被 害 額	摘 要
農 協 施 設	6 ^{カ所}	373 ^{百万円}	
個 人 施 設	597 ^件	371	
5 商工関係被害	1,193 ^件	4,568	
小売、卸売業関係	764	2,098	
製 造 業 関 係	429	2,470	
6 文教施設被害		463	
県 立 学 校	16 ^校	61	
市 町 村 立 学 校	59	205	
私 立 学 校	1	36	
文 化 財	13 ^件	161	
7 環境衛生関係被害		897	
水 道 施 設	18 ^{施設}	415	
簡易水道施設	46	66	
病院、診療所	22	72	
廃棄物処理関係	18 ^{市町村}	344	
8 公共施設被害		908	
社会福祉施設	23 ^{施設}	106	
観光関係施設	118 ^{カ所}	231	
公 営 住 宅	39 ^{団地}	157	
その他の公共施設	88 ^{施設}	414	
被 害 総 額		89,652	

災 害 対 策 要 望 事 項

I 全 般 的 事 項

- 1 今回発生した災害については、これを激甚災害として指定されたい。
- 2 災害復旧事業については、事業の早期完成について格別の御配慮を願いたい。

II 個 別 事 項

1 土 木 関 係

- (1) 道路災害復旧については、生活用道路の早急な確保を図るとともに、国体（昭和59年）及び国体事前競技大会（同58年）を間近に控え、短期間に復旧事業が実施し得るよう配慮されたい。
- (2) 河川災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず改良費を加えた災害復旧助成制度を積極的に採択されるとともに、中小河川の改修を短期間に実施し得るよう事業費の重点配分について配慮されたい。

なお、直轄河川大和川の抜本的な改修についても格別の配慮を願いたい。

2 農 林 業 関 係

- (1) 農林水産施設災害復旧及び治山事業については、そ

の被災が全県にわたり、多大の被害が見込まれるので、激甚災害の指定等による高率補助の適用及び早急な復旧を図るための事業費の確保、特に緊急工事の進捗を図るための初年度事業費の増額について格別の配慮を願いたい。

- (2) 天災融資法に基づく特別被害地域の指定ができる府県として指定されるとともに、自作農維持資金（災害特別融資）の貸付枠の確保につき格別の配慮を願いたい。
- (3) 農業協同組合等の共同利用施設の災害復旧事業に対し、激甚災害の指定による高率補助を適用するとともに必要事業費の確保につき格別の配慮を願いたい。
- (4) 農業経営の基盤を支える米の作付を確保し、被災農家の経営立直しを図るため、昭和58年度における水田利用再編対策の転作目標面積を軽減されるよう配慮されたい。

3 商 工 関 係

中小企業信用保険につき、激甚災害の指定に基づき保証限度額の別枠設定、保険料率の引下げ措置を講じるとともに、長期かつ低利の災害融資措置についても政府関係中小企業金融三機関を中心として所要額の確保を図ら

れるよう格別の配慮を願いたい。

4 民生関係

(1) 災害救助法による救助の特別基準の設定について格別の配慮を願いたい。

(2) 社会福祉施設の敷地の崩壊復旧経費及び個人経営保育所の災害復旧経費を補助対象とされたい。

5 住宅関係

被災家屋の復旧に資するため、住宅金融公庫における住宅資金災害貸付枠の確保について格別の配慮を願いたい。

6 環境衛生関係

環境衛生施設（廃棄物処理施設、水道施設等）の早急な復旧を図るため、補助対象を拡大するとともに所要事業費の確保につき格別の配慮を願いたい。

7 教育関係

公立学校施設の早急な復旧を図るため、所要事業費の確保につき格別の配慮を願いたい。

8 その他関係

災害による特別の財政需要に対処するため、特別交付税の配分に格別の御配慮を願いたい。